

**令和6年度  
情報公開・個人情報保護制度  
運用状況報告書**

令和7年8月

宮崎市



# 目次

## I 情報公開制度の概要

1	情報公開制度の意義	1
2	情報公開制度の概要	2
3	公開請求に関する事務の流れ	5
4	審査請求に関する事務の流れ	6
5	情報公開制度導入までの経過	7

## II 情報公開制度の運用状況

1	公開請求（申出）の件数及びその処理状況	9
2	実施機関別の請求（申出）件数及びその処理状況	10
3	請求者の内訳	11
4	非公開理由の適用状況	11
5	審査請求の状況	12
6	情報提供の状況	12

## III 個人情報保護制度の概要

1	個人情報保護制度の意義	13
2	個人情報保護制度の概要	13
3	自己情報の開示・訂正請求に関する事務の流れ	16
4	審査請求に関する事務の流れ	17
5	個人情報保護制度導入までの経過	18

## IV 個人情報保護制度の運用状況

1	開示・訂正請求の件数及びその処理状況	20
2	実施機関別の請求件数及びその処理状況	20
3	不開示理由の適用状況	21
4	審査請求の状況	21
5	事務の届出状況	22

## V 資料

1	情報公開関係例規	23
2	個人情報保護関係例規	36



# I 情報公開制度の概要

## 1 情報公開制度の意義

「情報公開」とは、行政機関が保有する情報（公文書等）を広く市民に提供するという広い概念を指すものです。

この情報公開は、行政機関が任意に情報を提供する「情報提供制度」と法令により公開を義務づける「公表制度」及び「閲覧制度」等の既存の制度に加え、市民の請求に応じて、行政機関情報の公開を義務付ける、いわゆる「公文書公開制度」も含んだものです。

本市の情報公開制度は、市民の「知る権利の尊重」「情報の公開を求める権利の保障」「市政に対する理解と信頼の確保」「市政への市民参加の促進」「公正で開かれた市政の推進」を目的として創設され、従来から行われている広報紙や各種刊行物による情報提供に加え、市民からの請求に応じ、市が保有する公文書の行政情報を原則として全て公開する制度として、市民の公開請求権と行政の公開義務という権利義務関係を確立したものです。

このように市民の必要とする行政情報の公開が適正かつ的確に行われることにより、市民の行政に対する信頼性が確保され、さらに行政への市民参加を推進するための具体的な手段が保障されることとなります。

なお、本市の情報公開制度は、次の基本原則に従って制度化しています。

### (1) 公開の原則

市が保有する公文書の行政情報は、原則として全て公開するものとし、例外的に非公開とする情報は、必要最小限にとどめなければなりません。この非公開とする情報は、合理的な理由に基づき保護が必要であるものに限るとしています。

### (2) 個人のプライバシーの保護

原則公開の情報公開制度においても、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護します。

### (3) 簡明な公開手続の確立

情報公開制度は、市民にとって利用しやすいものでなければなりません。そのためには、請求窓口と職員体制の充実、保有する情報の管理・検索体制の整備に努めるものとします。

### (4) 公正な救済手続の確立

情報公開制度は、市民の公文書の公開を請求する権利を保障するものですが、公開を拒否された場合の救済制度を確立する必要があります。この救済手続は、簡易で迅速なものとし、その過程では第三者機関による公平な判断を行います。

## 2 情報公開制度の概要

### (1) 実施機関

情報公開条例における「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人をいいます。

### (2) 対象となる公文書

公開対象となる公文書は、次の要件を備えたものです。

ア 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。）であること。

イ 当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもので、次に掲げるものを除いたもの。

- ・ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍、その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- ・ 一般の利用に供することを目的として発行されるもの
- ・ 実施機関において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの

ウ 平成11年7月1日以後に決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了したものであること。なお、議会が保有する公文書については、平成14年4月1日以後に決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了したものの、また合併前の佐土原町、田野町、高岡町及び清武町の実施機関の職員が平成15年4月1日以後に作成又は取得した公文書であること。

### (3) 請求権者

公文書の公開請求をできる人は、次のア～オのいずれかに該当する場合です。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ アからエまでに掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

### (4) 請求の方法

公文書の公開を請求しようとする人は、「公開請求書」を実施機関に提出しなければなりません。

なお、全ての実施機関に対する請求書の受付事務は、市民情報センターで行います。

## (5) 公開・非公開の決定等

実施機関は、公文書の受付日の翌日から起算して14日以内（やむを得ない理由がある場合、60日以内）に請求のあった公文書を公開するかどうかの決定をし、請求者に対して、速やかに決定内容を文書で通知しなければなりません。

## (6) 第三者の意見聴取

請求に係る情報の中に第三者に関する情報が記録されているとき、実施機関は必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができます。

## (7) 公開しないことができる文書

公文書の原則公開の例外として、次の6項目に該当する情報を公開しないことができますようにしています。

### ア 法令秘に関する情報

（法令又は条例の規定により、非公開とされている情報）

### イ 個人に関する情報

（ただし、職務の遂行に係る公務員の職、氏名は除く。）

### ウ 法人等に関する情報

（法人等の競争上の地位等に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められる情報）

### エ 公共の安全等に関する情報

（人命等の保護、犯罪の予防、捜査等に支障が生ずるおそれのある情報）

### オ 審議、検討又は協議に関する情報

（率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱や特定の者に不当に利益若しくは不利益を与えるおそれのある情報）

### カ 事務事業執行情報

（市又は国等が行う事務又は事業に関する情報で、公開することにより、当該事業の目的を損ない、経費の増大を招き、又は事業実施期間が長引くなど当該事業の適正な執行に支障を及ぼすと認められる情報）

## (8) 公開の方法

公文書の公開は、原則として市民情報センターで行います。

公開は、原則として当該公文書の原本（部分公開の場合は、当該公文書の写し）を閲覧させることやその写しを交付することにより行います。

## (9) 費用負担

公文書の公開に係る手数料は、無料とします。ただし、写しの作成及び送付に要する費用については、請求者の負担となります。

#### (10) 審査請求

請求の決定について、審査請求があった場合には、実施機関は、審査請求が不適法である場合を除き、宮崎市情報公開審査会に諮問をし、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決を行うものとしします。

審査請求の受付は、市民情報センターで行います。

#### (11) 任意的公開

条例第5条に定める請求権者に対する義務的公開に対し、権利義務を伴わない請求権者以外のものからの公文書の公開の申出についても、実施機関は、これに応じるよう努めるものとしします。

また、平成11年6月30日以前に決裁、供覧等の手続が終了している公文書についても同様としします。なお、議会が保有する公文書については平成14年3月31日以前に決裁、供覧等の手続が終了しているもの、また合併前の佐土原町、田野町、高岡町及び清武町の実施機関の職員が平成15年3月31日以前に作成又は取得した公文書についても同様としします。

ただし、この任意的公開の申出に対する実施機関の決定は、行政処分ではないため、審査請求や行政事件訴訟の対象とはなりません。

なお、任意的公開の手続は、公開請求に準じて行うものとしします。

#### (12) 他の制度との調整

この条例は、法令又は他の条例により公文書の閲覧、縦覧又は写しの交付の手続が定められている場合は、適用しません。

また、図書館その他の市の施設で、市民の利用を目的として保管している公文書についても適用しません。

#### (13) 情報の提供

市民が必要とする情報を積極的に提供するものとしします。

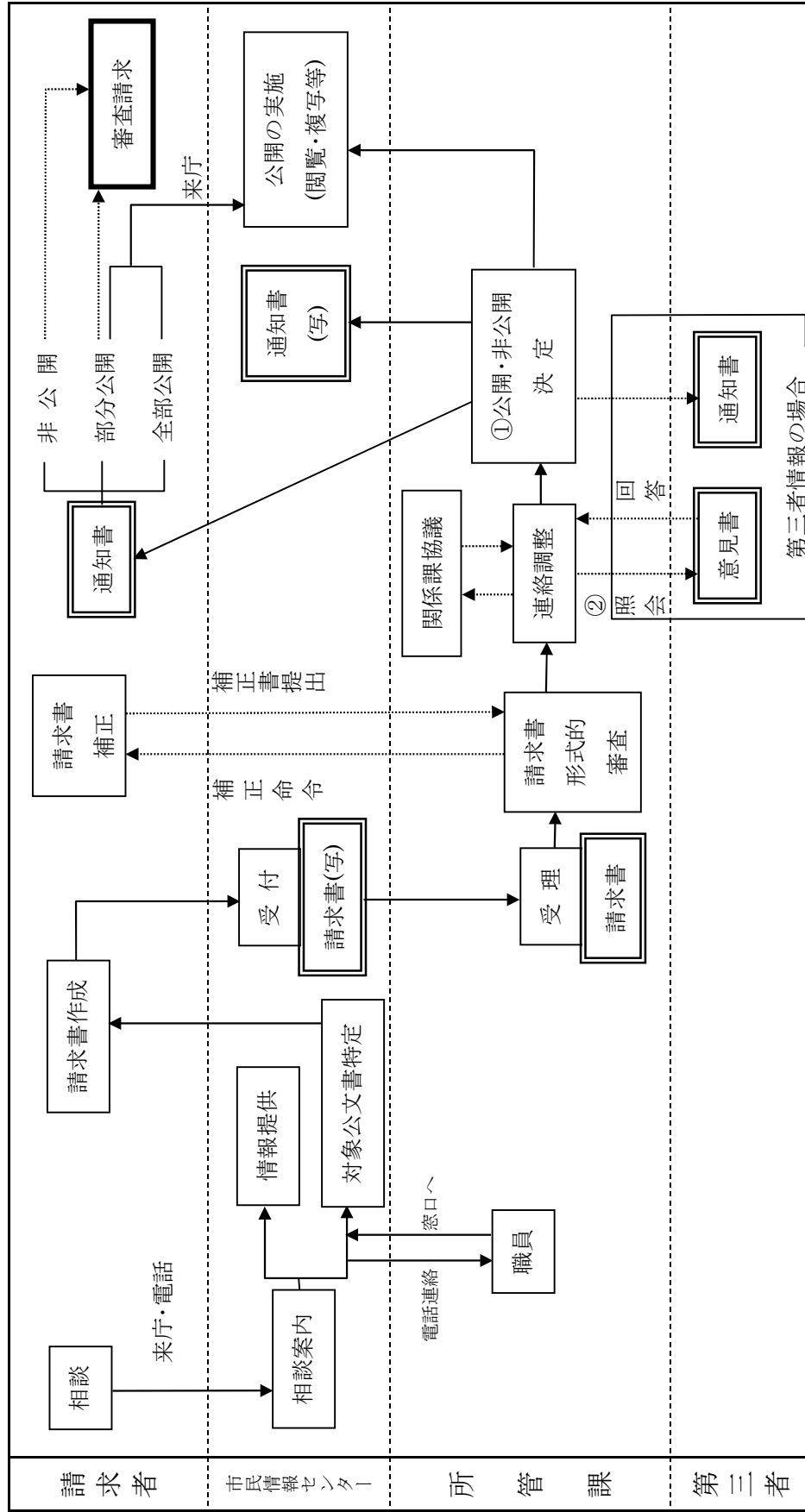
#### (14) 運用状況の公表

毎年、この条例の運用状況を公表します。

#### (15) 公文書の管理

実施機関は、公文書の適切な管理に努めるものとしします。

### 3 公開請求に関する事務の流れ



※ 表中の点線矢印は、「必要に応じて」を意味する。

- ① 公開・非公開決定の期間を延長する場合、所管課は公開決定等期間延長通知書を請求者、その写しを総務法制課に送付する。
- ② 第三者に対する意見書提出の機会の付与は、条例第14条第2項の規定に該当する場合は、必ず実施しなければならない。



## 5 情報公開制度導入までの経過

### (1) 庁内検討組織について

情報公開制度の調査研究及び条例素案づくり等を目的として、庁内検討組織で検討を重ねました。

ア 宮崎市情報公開検討委員会（平成8年6月18日設置）

助役を長として、各部局長（20名）で構成され、平成10年度に5回開催しました。

イ 宮崎市情報公開検討委員会幹事会（平成8年6月18日設置）

総務課長を長として、各調整課長（19名）で構成され、平成10年度に7回開催しました。

### (2) 市民の声の反映について（懇話会の組織化）

平成10年4月、宮崎市情報公開懇話会設置要綱に基づき、市民代表及び学識経験者あわせて15名の委員で、宮崎市情報公開懇話会を設置し、平成10年度、懇話会を6回開催しました。

### (3) 制度の導入経過等について

平成10年 5月～10月	懇話会審議 → 提言（10月28日）
平成10年12月25日	12月議会にて条例制定後、公布
平成11年 2月下旬	管理職研修（課長級以上）
平成11年 4月下旬	文書主任研修（情報公開及び新文書管理システムについて）
平成11年 6月上～中旬	『市広報』6月号に記事掲載、庁内へのポスター掲出等
平成11年 6月中旬	『情報公開の手引き』を各課に配布 『庁内広報』に特集記事を掲載
平成11年 7月 1日	宮崎市情報公開条例の施行 本庁舎5階に「市民情報センター」を設置
平成11年 7月19日	第1回宮崎市情報公開審査会の開催
平成11年10月中旬	「情報公開リーフレット」を自治会班回覧
平成14年10月 1日	宮崎市情報公開条例の全部改正
平成17年 4月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（水道局と下水道部の統合に伴うもの）
平成18年 1月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（佐土原町、田野町、高岡町との合併に伴うもの）
平成19年10月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（独立行政法人、地方独立行政法人等に関する規定を定めるもの）
平成22年 3月23日	宮崎市情報公開条例の一部改正（清武町との合併に伴うもの）

平成 28 年 4 月 1 日	宮崎市情報公開条例の一部改正（行政不服審査法の改正に伴うもの）
平成 30 年 10 月 1 日	宮崎市情報公開条例の一部改正（個人情報保護法の改正に伴うもの）
令和 4 年 12 月 19 日	宮崎市情報公開条例の一部改正（宮崎市個人情報の保護に関する法律施行条例等の制定に伴うもの）

## Ⅱ 情報公開制度の運用状況

### 1 公開請求(申出)の件数及びその処理状況

令和6年度における公文書公開請求(申出)件数及びその処理状況は、次のとおりです。

表1 令和6年度 公開請求の処理状況

	公開請求 (申出)件数	処理状況				
		公開	部分公開	非公開	うち不存在	取下げ
請求	937	681	222	22	20	12
申出	363	284	67	4	3	8
合計	1300	965	289	26	23	20

## 2 実施機関別の請求(申出)件数及びその処理状況

令和6年度における実施機関別の請求(申出)件数は、次のとおりです。

表2 令和6年度 実施機関別請求(申出)件数及び処理状況

実施機関	請求申出		区分	公開	部分公開	非公開	うち		取下げ	小計	期間延長
	件数	割合					不存在				
市長	1021	78.5%	請求	474	184	22	20		6	686	0
			申出	268	55	4	3		8	335	0
			計	742	239	26	23		14	1021	0
議会	1	0.1%	請求	0	0	0	0		0	0	0
			申出	1	0	0	0		0	1	0
			計	1	0	0	0		0	1	0
選挙管理委員会	0	0%	請求	0	0	0	0		0	0	0
			申出	0	0	0	0		0	0	0
			計	0	0	0	0		0	0	0
農業委員会	0	0%	請求	0	0	0	0		0	0	0
			申出	0	0	0	0		0	0	0
			計	0	0	0	0		0	0	0
教育委員会	13	1%	請求	1	2	0	0		2	5	0
			申出	7	1	0	0		0	8	0
			計	8	3	0	0		2	13	0
上下水道事業管理者	200	15.4%	請求	179	10	0	0		4	193	0
			申出	6	1	0	0		0	7	0
			計	185	11	0	0		4	200	0
消防長	63	4.8%	請求	27	24	0	0		0	51	1
			申出	2	10	0	0		0	12	0
			計	29	34	0	0		0	63	1
公立大	2	0.2%	請求	0	2	0	0		0	2	0
			申出	0	0	0	0		0	0	0
			計	0	2	0	0		0	2	0
合計	1300	100%	請求	681	222	22	20		12	937	1
			申出	284	67	4	3		8	363	0
			計	965	289	26	23		20	1300	1

### 3 請求者の内訳

令和6年度における公文書公開請求(申出)者の内訳は、次のとおりです。

表3 令和6年度 請求(申出)者の内訳

区分	請求		申出		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
市内に住所を有する者	205	21.9%	7	1.9%	212	16.3%
市内に事務所等を有する者	726	77.5%	15	4.1%	741	57%
市内の事務所等に勤務する者	4	0.4%	3	0.8%	7	0.5%
市内の学校に在学している者	0	0%	0	0.0%	0	0%
事務事業に利害関係を有する者	2	0.2%	6	1.7%	8	0.6%
その他の申出	0	0.0%	332	91.5%	332	25.6%
合計	937	100.0%	363	100.0%	1300	100.0%

### 4 非公開理由の適用状況

非公開(部分公開を含む。)となった事案の理由別内訳は、次のとおりです。

表4 令和6年度 非公開理由別集計表

項目	件数	割合
条例第7条第1号 法令秘情報/法令秘に関する情報	5	1.2%
条例第7条第2号 個人情報/個人に関する情報	187	45.3%
条例第7条第3号 法人等事業活動情報/法人等に関する情報	77	18.6%
条例第7条第4号 公共安全保護情報/公共の安全等に関する情報	0	0%
条例第7条第5号 意思形成過程情報/審議、検討又は協議に関する情報	0	0%
条例第7条第6号 事務事業執行情報/事務事業に関する情報	121	29.3%
条例第9条 公文書存否情報	0	0%
不存在(一部不存在を含む。)	23	5.6%
合計	413	100.0%

注) 1件につき複数の理由がある場合は、それぞれの項目に重複して計上しています。

## 5 審査請求の状況

公文書の公開請求に対する非公開等の決定について不服があるときは、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができます。

令和6年度においては、審査請求が1件ありました。

表5 令和6年度 審査請求の状況

請求年月日	対象文書	受付機関	諮問年月日
			答申内容
令和6年 8月13日	令和6年度グローバルチャレンジ事業に係る採点にかかる上位20名の点数/学校名	教育委員会	令和7年4月9日
			(審理手続中)

## 6 情報提供の状況

市民情報センターには、市が作成及び取得した行政資料を展示しており、市民が自由に利用し、閲覧に供することで、これらの情報を広く提供しています。

また、所管課に保管されている行政資料についても、所管課において閲覧できることとしています。

なお、市民情報センターでは、情報提供についても利用者の希望に応じ、写しの交付を行っています。

## Ⅲ 個人情報保護制度の概要

### 1 個人情報保護制度の意義

個人情報保護制度とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に基づき、行政機関等が守るべき個人情報の取扱いに関するルールとして、保有の制限等、利用目的の明示、不適正な利用・取得の禁止、正確性の確保、安全管理措置、個人情報の取扱いに従事する者の義務及び利用・提供の制限等を定め、誰でも、行政機関等に対して、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求できるほか、開示を受けた保有個人情報について訂正や利用の停止を請求することができる制度です。

宮崎市では、平成14年10月1日に「宮崎市個人情報保護条例」を施行しておりましたが、個人情報保護法が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度については、令和5年4月から、条例にかわり個人情報保護法による規定が一元的に適用されることになりました。そのため、本市では、法の改正に伴い、法の施行に必要となる事項等を定めるため、宮崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第28号）を制定しました。

### 2 個人情報保護制度の概要

#### (1) 目的

行政機関等における個人情報保護制度は、個人情報保護法に基づき、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

#### (2) 個人情報

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）。

イ 個人識別符号が含まれるもの

#### (3) 保有個人情報

職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、組織的に利用するものとして、実施機関が保有しているものをいいます。

#### (4) 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産

評価審査委員会、上下水道事業管理者及び消防長並びに本市が設立した地方独立行政法人です。

**(5) 安全管理措置**

保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

**(6) 利用及び提供の制限**

原則として、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は個人情報を外部に提供しません。

**(7) 個人情報ファイル簿の公表**

実施機関が保有している個人情報ファイルのうち、原則として対象となる本人の数1,000人以上のものについて、作成し、公表します。

**(8) 個人情報取扱事務の閲覧**

個人情報を取り扱う事務（個人情報ファイル簿に係る個人情報取扱事務を除く。）を開始するときは、事務の目的や収集項目等を記載した「個人情報取扱事務届」を作成し、市民情報センターで自由に閲覧できるようにしています。

**(9) 個人情報の開示請求、訂正請求、利用停止請求**

**ア 開示請求**

市民だけでなく、実施機関が保有する公文書に自己の個人情報が記録されている方は、どなたでも個人情報の開示を請求することができます。

**イ 訂正請求**

実施機関が保有する公文書に記録されている自己の個人情報（開示決定に基づき開示を受けた個人情報等に限る。）の内容が事実でないと思料するときは、その訂正（追加や削除を含む。）の請求をすることができます。

**ウ 利用停止請求**

実施機関が保有する公文書に記録されている自己の個人情報（開示決定に基づき開示を受けた個人情報等に限る。）が、法に違反して保有されているとき、取り扱われているとき、又は提供されているときは個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止の請求をすることができます。

**(10) 決定期限**

開示決定等は請求があった日から15日以内に、訂正決定等及び利用停止決定等は請求があった日から30日以内に行います。ただし、期間を延長する場合があります。

**(11) 不開示情報**

開示請求のあった個人情報は、原則として開示されますが、第三者に関する情報など、

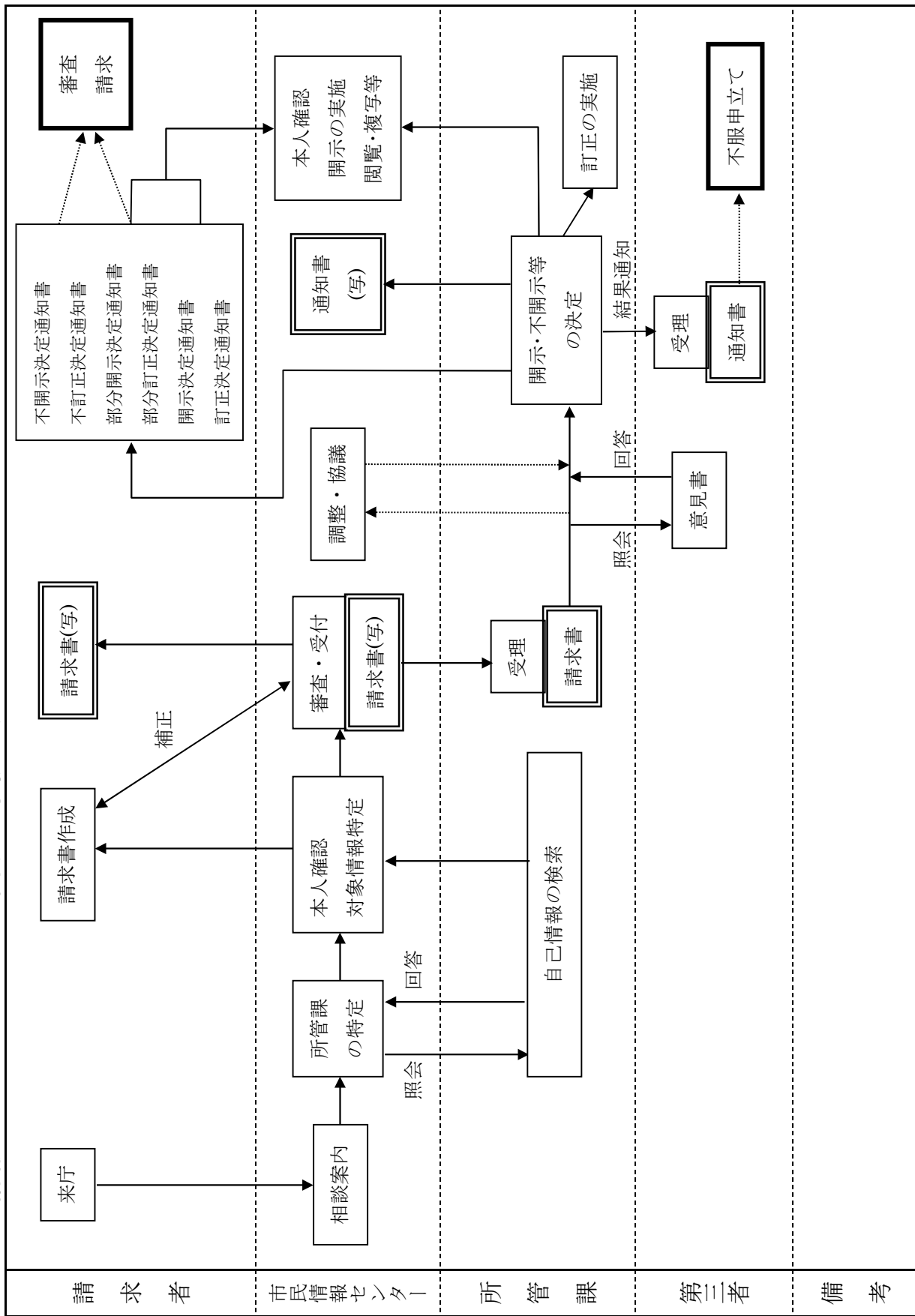
開示できない情報があります。不開示情報の項目は次のとおりです。

- ア 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- イ 第三者に関する情報
- ウ 法人等に関する情報
- エ 国の安全等に関する情報
- オ 公共の安全等に関する情報
- カ 審議、検討又は協議に関する情報
- キ 事務又は事業に関する情報

#### (12) 請求に対する決定に不服があるとき

請求に対する決定に不服があるときは、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。この場合、市では学識経験者で構成される公平な第三者機関である「宮崎市個人情報保護審査会」に審査を求め、その意見を尊重して再度開示するかどうかを決定します。

### 3 自己情報の開示・訂正請求に関する事務の流れ





## 5 個人情報保護制度導入までの経過

### (1) 「宮崎市個人情報保護制度懇話会」の設置

平成13年5月、宮崎市個人情報保護制度懇話会設置要綱に基づき、市民及び学識経験者あわせて12名の委員で構成する「宮崎市個人情報保護制度懇話会」を設置し、本市における個人情報保護制度のあり方について平成13年度に懇話会を7回開催しました。

### (2) 制度の導入経過等

平成13年11月22日	宮崎市における個人情報保護制度についての提言を行う
平成14年3月31日	平成14年3月議会にて条例制定案が議決され、「宮崎市個人情報保護条例」を公布
平成14年4月下旬	文書主任者（庶務担当係長）を対象とした個人情報保護制度説明会を開催
平成14年7月1日	「宮崎市個人情報保護条例」の一部（宮崎市個人情報保護審査会に係る部分）施行
平成14年9月17日	出資法人を対象とした個人情報保護制度説明会を開催
平成14年9月下旬	文書主任者（庶務担当係長）を対象とした第2回個人情報保護制度説明会を開催
平成14年10月1日	「宮崎市個人情報保護条例」の全面施行
平成14年10月中旬	個人情報保護制度リーフレットを各団体等に発送
平成17年4月1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（水道局と下水道部の統合に伴うもの）
平成18年1月1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（佐土原町、田野町、高岡町との合併に伴うもの）
平成19年3月23日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（独立行政法人、地方独立行政法人等に関する規定を定めるもの）
平成21年4月1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（郵送による個人情報の開示に関するもの）
平成22年3月23日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（清武町との合併に伴うもの）
平成27年9月18日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴うもの）
平成28年4月1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（行政不服審査法の改正に伴うもの）
平成29年5月30日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（個人情報を訂正した場合の通知先に関するもの）
平成29年6月27日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（情報提供ネットワークシステムの運用開始に伴うもの）
平成30年3月30日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（要配慮個人情報の取扱いを定めるもの）
令和3年9月30日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（個人情報を訂正

	した場合の通知先に関するもの)
令和4年4月1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の廃止に伴うもの)
令和4年12月19日	「宮崎市個人情報の保護に関する法律施行条例」の公布
令和5年4月1日	「宮崎市個人情報の保護に関する法律施行条例」の施行(「宮崎市個人情報保護条例」の廃止)

## IV 個人情報保護制度の運用状況

### 1 開示・訂正請求の件数及びその処理状況

令和6年度における個人情報の開示請求件数及びその処理状況は次のとおりです。  
 なお、訂正・利用停止の請求はありませんでした。

表1 令和6年度 開示請求の処理状況

開示請求 件数	処理状況				
	開示	部分開示	不開示		取下げ
				うち不存在	
44	25	13	5	5	1

### 2 実施機関別の請求件数及びその処理状況

令和6年度における実施機関別の開示請求件数は、次のとおりです。

表2 令和6年度 実施機関別開示請求件数及び処理状況

実施機関	請求		開示	部分開示	不開示	うち不存在	取下げ	小計	期間延長
	件数	割合							
市長	36	81.8%	23	7	5	5	1	36	0
教育委員会	6	13.6%	2	4	0	0	0	6	0
消防長	2	4.6%	0	2	0	0	0	2	0
合計	44	100%	25	13	5	5	1	44	0

注) 割合は端数調整をしている。

### 3 不開示理由の適用状況

開示請求に係る不開示（部分開示を含む。）となった事案の理由別内訳は、次のとおりです。

表3 令和6年度 不開示理由別集計表

項目	件数	割合
法律第78条第1項第1号（開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報）関係	3	16.7%
法律第78条第1項第2号（第三者に関する情報）関係	10	55.5%
法律第78条第1項第3号（法人等に関する情報）関係	0	0%
法律第78条第1項第4号（国の安全等に関する情報）関係	0	0%
法律第78条第1項第5号（公共の安全等に関する情報）関係	0	0%
法律第78条第1項第6号（審議、検討又は協議に関する情報）関係	0	0%
法律第78条第1項第7号（事務又は事業に関する情報）関係	0	0%
不存在（一部不存在を含む。）	5	27.8%
合計	18	100%

注) 割合は端数調整をしている。

### 4 審査請求の状況

個人情報の開示請求に対する不開示等の決定について不服があるときは、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができます。

令和6年度においては、審査請求が2件ありました。

表4 令和6年度 審査請求の状況

請求年月日	対象文書	受付機関	諮問年月日
令和6年8月13日	いじめ相談の学校及び教育委員会の記録	教育委員会	(審理手続中)
令和6年10月16日	グローバルチャレンジ事業の採点内訳、採点者	教育委員会	(審理手続中)

## 5 個人情報ファイル及び個人情報取扱事務届

個人情報ファイル及び個人情報取扱事務届の件数は、次のとおりです。

表5 令和6年度 実施機関別個人情報ファイル及び個人情報取扱事務届件数一覧

実施機関		個人情報ファイル	個人情報取扱事務届
市長	総合政策部	9	28
	総務部	6	26
	財政部	22	9
	危機管理部	3	9
	地域振興部	23	38
	佐土原総合支所	2	37
	田野総合支所	0	38
	高岡総合支所	2	34
	清武総合支所	4	38
	環境部	14	44
	福祉部	55	67
	子ども未来部	33	30
	健康管理部	29	70
	農政部	13	31
	観光商工部	6	48
	建設部	7	35
	都市整備部	20	64
	会計課	2	0
	生涯学習課（補助執行）	1	0
	教育委員会		10
選挙管理委員会		5	15
公平委員会		0	1
監査委員		0	5
農業委員会		11	6
固定資産評価審査委員会		0	1
上下水道事業管理者		17	38
消防長		13	15
議会		0	0
公立大		0	8
合計		307	806

※令和7年8月1日時点

# V 資料

## 1 情報公開関係例規

### (1) 宮崎市情報公開条例

平成14年3月29日  
条例第3号

改正	平成16年12月20日条例第34号	平成17年12月20日条例第76号
	平成19年3月23日条例第3号	平成21年12月25日条例第53号
	平成28年3月22日条例第2号	平成30年3月30日条例第3号
	令和4年12月19日条例第28号	令和4年12月19日条例第40号

宮崎市情報公開条例（平成10年条例第33号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、本市の有する公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、広く市政に関する知る権利を尊重するとともに、本市の行う諸活動を市民に説明する責務を全うし、市民の市政への理解と信頼を深め、もって市民参加による公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 一般の利用に供することを目的として保有しているもの
- (3) 実施機関において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（公開を請求するものの責務）

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求するものは、この条例の目的に従いその権利を正当に行使するとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

（公開を請求できるもの）

第5条 次に掲げるものは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書（第5号に掲げるものにあつては、当該利害関係に係る公文書に限る。）の公開を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

(公開請求の手続)

第6条 前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 公開請求をするものの氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定により、公にすることができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務の遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 公にすることにより、人の生命、健康、生活、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

- (5) 実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (6) 実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 公開請求に係る公文書に前条第2号に規定する情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公文書の存否に関する情報)

第9条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する措置)

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第11条 前条各項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があつた日の翌日から起算して14日以内にならなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を公開請求があつた日の翌日から起算して60日以内の日までに限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 3 第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、前2項に規定する期間に算入しない。

(公開決定等の期限の特例)

第12条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があつた日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

2 実施機関が議会である場合において、前条の規定による公開決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(理由の記載等)

第13条 実施機関は、第10条第1項の規定により公開請求に係る公文書の一部を公開する旨の決定をしたとき、又は同条第2項の規定により公開請求に係る公文書の全部を公開しない旨の決定をしたときは、公開請求者に対し、同条各項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該理由は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、同項の決定をした日の翌日から起算して1年以内にその全部又は一部を公開できることが明らかであるときは、その旨を公開請求者に通知するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に本市（本市が設立した地方独立行政法人を含む。）、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外のもの（以下この条、第19条第3号及び第20条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号ロ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第18条第1項第2号及び第19条第3号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第15条 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(他の法令等による公開の実施との調整)

第16条 実施機関は、法令等の規定により、公開請求に係る公文書が前条本文に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同条本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料等)

第17条 公開請求に係る手数料は、無料とする。

2 第15条本文の規定に基づき公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第17条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第18条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宮崎市情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書及び同法第30条第1項に規定する反論書並びに同条第2項に規定する意見書の写し（当該反論書及び意見書の写しにあっては、提出があった場合に限る。）を添えてしなければならない。

（本市が設立した地方独立行政法人に対する審査請求）

第18条の2 本市が設立した地方独立行政法人がした公開決定等又は当該地方独立行政法人に対する公開請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

（諮問をした旨の通知）

第19条 第18条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審査会の設置等）

第21条 第18条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、宮崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、情報公開制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じ審議し、又は実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（審査会の調査権限）

第22条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求められない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第23条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第24条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第25条 審査請求人等は、審査会に対し、第22条第3項若しくは第4項又は前条の規定により審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項において同じ。）にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による交付に係る手数料は、無料とする。この場合において、当該交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該写し又は書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。（調査審議手続の非公開）

第26条 第18条第1項の規定による諮問に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第27条 審査会は、第18条第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(規則への委任)

第28条 第21条から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(任意的公開)

第29条 実施機関は、第5条に規定するもの以外のものから公文書の公開の申出があったときは、これに応じるよう努めるものとする。

(公文書の管理)

第30条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

(情報の提供)

第31条 本市は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、実施機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

2 実施機関は、公開請求をしようとするものが容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供、助言その他公開請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

(施行の状況の公表)

第32条 市長は、毎年度1回、実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(出資法人の情報公開)

第33条 本市が出資している法人（本市が設立した地方独立行政法人を除く。）で規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の規定に基づく本市の施策に準じ、情報の公開に関し必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人の保有する情報の公開が図られるよう必要な措置を講じるものとする。  
（委任）

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宮崎市情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定は、改正前の宮崎市情報公開条例（以下「旧条例」という。）の施行の日（議会が保有する公文書については、平成14年4月1日）以後に作成し、又は取得した公文書について適用する。

3 実施機関は、旧条例の施行の日（議会が保有する公文書については、平成14年4月1日）前に作成し、又は取得した公文書について、第5条に規定するものから公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。

4 この条例の施行の際現にされている旧条例第6条の規定による公文書の公開の請求は、新条例第6条の規定による公開請求とみなす。

5 この条例の施行の際現にされている旧条例第13条に規定する不服申立ては、新条例第18条に規定する不服申立てとみなす。

6 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合は、新条例の相当規定によりしたものとみなす。

7 旧条例第14条第1項の規定により置かれた宮崎市情報公開審査会は、新条例第21条第1項の規定により置く審査会となり、同一性を持って存続するものとする。

（佐土原町等の編入に伴う経過措置）

8 この条例の規定は、佐土原町、田野町及び高岡町（以下「3町」という。）の編入の日（以下「編入日」という。）前の3町の実施機関の職員が、平成15年3月31日以前に作成し、又は取得した公文書については、適用しない。

9 実施機関は、前項の公文書について、第5条に規定するものから公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。

10 編入日前に、佐土原町情報公開条例（平成14年佐土原町条例第14号）及び田野町情報公開条例（平成14年田野町条例第34号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

（清武町の編入に伴う経過措置）

11 この条例の規定は、清武町の編入の日前の同町の実施機関の職員が、平成15年3月31日以前に作成し、又は取得した公文書については、適用しない。

12 実施機関は、前項の公文書について、第5条に規定するものから公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。

13 清武町の編入の日前に、清武町情報公開条例（平成14年清武町条例第24号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成16年12月20日条例第34号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月20日条例第76号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第3号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成21年12月25日条例第53号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成28年 3 月22日 条例第 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置の原則）
- 2 行政庁（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに公立大学法人宮崎公立大学をいう。以下同じ。）の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成30年 3 月30日 条例第 3 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年10月 1 日から施行する。（後略）

附 則（令和 4 年12月19日 条例第28号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年12月19日 条例第40号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## (2) 宮崎市情報公開条例施行規則

平成14年 7月26日  
規則第38号

改正 平成17年 3月31日規則第30号 平成18年 3月31日規則第10号  
平成21年 3月30日規則第10号 平成28年 3月30日規則第11号  
平成30年 3月30日規則第48号 令和元年 6月27日規則第3号

市長が管理する公文書の公開等に関する規則（平成11年規則第21号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宮崎市情報公開条例（平成14年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公開請求書）

第2条 条例第6条第1項第3号の規則で定める事項は、公開請求をするものの希望する公開の方法とする。

2 条例第6条第1項の書面は、公開請求書（様式第1号）によるものとする。

（公開決定等の通知）

第3条 条例第10条第1項の規則で定める事項は、公開の日時及び場所とする。

2 条例第10条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 公文書の全部を公開する旨の決定をしたとき 公開決定通知書（様式第2号）
- (2) 公文書の一部を公開する旨の決定をしたとき 部分公開決定通知書（様式第3号）
- (3) 公文書の全部を公開しない旨の決定をしたとき 非公開決定通知書（様式第4号）

（期間延長の通知）

第4条 条例第11条第2項の規定による通知は、公開決定等期間延長通知書（様式第5号）により行うものとする。

2 条例第12条の規定による通知は、公開決定等期間特例延長通知書（様式第6号）により行うものとする。

（意見照会等の通知）

第5条 条例第14条第1項及び第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公開請求の年月日
- (2) 公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第14条第1項又は第2項の規定による通知は、意見照会書（様式第7号）により行うものとする。

3 条例第14条第3項の規定による通知は、公開決定第三者通知書（様式第8号）により行うものとする。

（公文書の公開方法）

第6条 条例第15条の規則で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ及びビデオテープ 当該録音テープ及びビデオテープを再生装置により再生したものの視聴
- (2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録をディスプレイ装置に出力したものの視聴、当該電磁的記録を印字装置により用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又は当該電磁的記録をフロッピーディスク（幅90ミリメートルで2HDのものに限る。以下同じ。）若しくは光ディスク（直径が120ミリメートルで記憶容量が700メガバイトのものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

2 公文書の写しの交付部数は、公開請求1件につき1部とする。

（閲覧又は視聴の中止）

第7条 実施機関は、公文書を閲覧又は視聴するものが当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴を中止させることができる。

(費用負担)

第8条 条例第17条第2項の費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、公文書の写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第9条 条例第19条の規定による通知は、審査会諮問通知書(様式第9号)により行うものとする。

(公表の方法)

第10条 条例第32条の規定による公表は、市の広報紙等に掲載して行うものとする。

2 前項の公表は、前年度分の公文書の公開の実施状況について、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 公文書の公開の請求及び申出の状況

(2) 公文書の公開決定等の状況

(3) 審査請求の件数及びその処理状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(出資法人)

第11条 条例第33条第1項の規則で定める法人は、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人とする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第30号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成18年3月31日規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る費用について適用し、同日前の申請に係る費用については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月30日規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成28年3月30日規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成30年 3 月30日規則第48号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にある既存の規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年 6 月27日規則第 3 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表

区分		金額
公文書の写しの作成に要する費用	単色刷りの場合	写し 1 枚につき 10円
	多色刷りの場合	写し 1 枚につき 50円
	外部委託により作成する場合	当該委託契約に定める額
	電磁的記録をフロッピーディスクに複写した場合	フロッピーディスクの購入費相当額
	電磁的記録を光ディスクに複写した場合	光ディスクの購入費相当額
公文書の写しの送付に要する費用		郵便料金相当額
備考		
1 公文書の写しの作成は、日本産業規格 A 列 3 番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。		
2 両面に印刷した公文書の写しについては、片面を 1 枚として算定する。		

様式第 1 号～様式第 9 号（省略）

### (3) 宮崎市情報公開審査会規則

平成14年7月5日  
規則第29号

改正 平成28年3月30日規則第11号

宮崎市情報公開審査会規則（平成11年規則第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宮崎市情報公開条例（平成14年条例第3号。以下「条例」という。）第28条の規定に基づき、宮崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（補佐人）

第4条 条例第23条第2項の許可の申出は、書面によるものとする。

（意見陳述者の数）

第5条 条例第23条第1項の規定により意見を述べる者の数は、審査請求人、参加人及び諮問庁それぞれ3人以内（補佐人を含む。）とする。ただし、審査会が必要と認めたときは、この限りでない。

（費用負担）

第6条 条例第25条第4項後段に規定する交付に係る費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、その交付を受けるときまでに納付しなければならない。

（議事録）

第7条 審査会の議事録は、議事の概要を記して作成するものとする。

2 審査会の議事録には、会長及び会長が指名する委員1人が署名するものとする。

（庶務）

第8条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第11号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月27日規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第6条関係）

区分		金額	
写し又は書面の作成に要する費用	用紙に白黒で複写し、又は出力したもの	1枚につき	10円
	用紙にカラーで複写し、又は出力したもの	1枚につき	50円
写し又は書面の送付に要する費用		郵便料金相当額	
備考			
1 写し又は書面の作成は、日本産業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。			
2 両面に複写し、又は出力したものについては、片面を1枚として算定する。			

## 2 個人情報保護関係例規

(1) 宮崎市個人情報の保護に関する法律施行条例

令和4年12月19日条例第28号

改正

令和4年12月19日条例第40号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者及び消防長並びに本市が設立した地方独立行政法人をいう。

(個人情報取扱事務の届出等)

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、市長に届け出なければならない。当該書面に記載した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び目的
- (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (6) 個人情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (7) 個人情報の収集先
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を廃止したとき、又は当該個人情報取扱事務に係る個人情報ファイル簿を法第75条第1項の規定により作成したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出に係る事項について、一般の閲覧に供しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

- (1) 実施機関が法第75条第1項の規定により作成した個人情報ファイル簿に係る個人情報取扱事務
- (2) 実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下この号において同じ。）又は職員であった者の人事、給与、福利厚生等に係る個人情報取扱事務

5 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、同項第4号の記録項目の一部若しくは同項第6号若しくは第7号に掲げる事項を記載し、又は同項に規定する書面を作成することにより、個人情報取扱事務の目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項第4号の記録項目の一部若しくは同項第6号若しくは第7号に掲げる事項を記載せず、又は当該書面を作成しないことができる。

(開示決定等の期限)

第4条 実施機関は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に、開示決定等をしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の

期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限  
(手数料等)

第6条 法第89条第2項の手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審査会の設置等)

第7条 法第105条第3項において準用する同条第1項及び宮崎市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年条例第40号。以下「議会個人情報保護条例」という。)第46条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、宮崎市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 実施機関(本市が設立した地方独立行政法人を除く。以下この項において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

- (1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 実施機関において講ずる個人情報の取扱いに関する措置について、運用の方法を定め、又は変更しようとする場合

3 審査会は、委員7人以内をもって組織する。

4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、前条第1項の規定により諮問をした実施機関及び議会(以下「諮問庁」という。)に対し、審査請求に係る保有個人情報(議会個人情報保護条例の規定に係るものを含む。以下この条において同じ。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された審査請求に係る保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(調査審議手続の非公開)

第9条 第7条第1項の規定による諮問に係る調査審議の手続は、公開しない。

(規則への委任)

第10条 前3条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(施行の状況の公表)

第11条 市長は、毎年度1回、実施機関における法及びこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(宮崎市個人情報保護条例の廃止)

2 宮崎市個人情報保護条例(平成14年条例第2号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員(本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下この項及び第6項第1号において

同じ。)である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の取扱いに従事していた者に係る旧条例第3条第2項の規定による職務上知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- 4 この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた事務に従事していた者又は指定管理者が管理する公の施設の業務に従事していた者に係る旧条例第12条第3項の規定によるその事務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前に旧条例第13条第1項若しくは第2項、第22条第1項若しくは第2項又は第24条の3第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報(旧条例第2条第8号に規定する公文書に記録されているものに限る。以下この項及び次項において同じ。)を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
  - (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
  - (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた事務に従事していた者又は指定管理者が管理する公の施設の業務に従事していた者
- 7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
- 8 第2項の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。
- 9 この条例の施行の際現に旧条例第28条第1項の規定により市に置かれた同項に規定する宮崎市個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者は、第7条第4項の規定により委嘱された委員とみなし、その任期は、旧条例の規定により委嘱された日から起算する。
- 10 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又はこの条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第28条第7項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 11 この条例の施行前に旧条例第25条第1項の規定により旧審査会にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

(宮崎市情報公開条例の一部改正)
- 12 宮崎市情報公開条例(平成14年条例第3号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(令和4年12月19日条例第40号抄)

(施行期日)

  - 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月19日条例第3号抄)

(施行期日)

    - 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)
    - 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
    - 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のもの

に限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)  
(有期のものに限る。以下この項において同じ。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）及び宮崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務等の届出)

第2条 条例第3条第1項第8号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 電子計算機処理の状況
- (2) 目的外利用等の状況
- (3) 個人情報取扱事務の外部委託の状況

2 条例第3条第1項の規定による届出は、個人情報取扱事務届（様式第1号）又は個人情報取扱事務変更届（様式第2号）により行うものとする。

3 条例第3条第2項の規定による届出は、個人情報取扱事務廃止等届（様式第3号）により行うものとする。

(個人情報ファイル簿)

第3条 法第75条第1項の帳簿は、個人情報ファイル簿（様式第4号）によるものとする。

(開示請求書)

第4条 法第77条第1項の書面は、保有個人情報開示請求書（様式第5号）によるものとする。

(開示決定等の通知)

第5条 法第82条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定をしたとき 保有個人情報開示決定通知書（様式第6号）
- (2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定をしたとき 保有個人情報部分開示決定通知書（様式第7号）

2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書（様式第8号）により行うものとする。

3 条例第4条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書（様式第9号）により行うものとする。

4 条例第5条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書（様式第10号）により行うものとする。

(意見照会の通知等)

第6条 法第86条第1項の規定による通知は、保有個人情報意見照会書（法第86条第1項適用）（様式第11号）により行うものとする。

2 法第86条第2項の規定による通知は、保有個人情報意見照会書（法第86条第2項適用）（様式第12号）により行うものとする。

3 法第86条第1項及び第2項の意見書は、保有個人情報の開示に係る意見書（様式第13号）によるものとする。

4 法第86条第3項の規定による通知は、保有個人情報開示決定第三者通知書（様式第14号）により行うものとする。

(電磁的記録の開示の方法)

第7条 法第87条第1項に規定する電磁的記録の開示の方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

(3) 前2号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 次に掲げる方法であつて、実施機関がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付

ウ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴

エ 当該電磁的記録を光ディスクに複製したものの交付

2 法第87条第1項の規定による写しの交付部数は、開示請求1件につき1部とする。

（閲覧又は視聴の中止）

第8条 実施機関は、行政文書等を閲覧又は視聴する者が当該行政文書等を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該行政文書等の閲覧又は視聴を中止させることができる。

（開示の実施の方法等の申出）

第9条 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報開示実施方法等申出書（様式第15号）により行うものとする。

（費用負担）

第10条 条例第6条第2項の費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、行政文書等の写しの交付を受ける時までには納付しなければならない。

（送付に要する費用の納付方法）

第11条 政令第28条第4項に規定する規則で定める方法は、郵便切手により納付する方法とする。

（訂正請求書）

第12条 法第91条第1項の書面は、保有個人情報訂正請求書（様式第16号）によるものとする。

（訂正決定等の通知）

第13条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書（様式第17号）により行うものとする。

2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書（様式第18号）により行うものとする。

3 法第94条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書（様式第19号）により行うものとする。

4 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書（様式第20号）により行うものとする。

（利用停止請求書）

第14条 法第99条第1項の書面は、保有個人情報利用停止請求書（様式第21号）によるものとする。

（利用停止決定等の通知）

第15条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（様式第22号）により行うものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（様式第23号）により行うものとする。

3 法第102条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書（様式第24号）により行うものとする。

4 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書（様式第25号）により行うものとする。

（諮問をした旨の通知）

第16条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、個人情報保護審査会諮問通知書（様式第26号）により行うものとする。

（公表の方法）

第17条 条例第11条の規定による公表は、インターネットの利用その他の市長が適当と認める方法により行うものとする。

2 前項の公表は、前年度分の保有個人情報の開示等の実施状況について、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求状況

- (2) 保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の状況
- (3) 審査請求の件数及びその処理状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  
(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
(宮崎市個人情報保護条例施行規則の廃止)
- 2 宮崎市個人情報保護条例施行規則(平成14年規則第37号)は、廃止する。

附 則 (令和6年12月16日規則第81号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表(第10条関係)

区 分		金 額
行政文書等の写しの作成に要する費用	単色刷りの場合	写し1枚につき 10円
	多色刷りの場合	写し1枚につき 50円
	外部委託により作成する場合	当該委託契約に定める額
	電磁的記録を光ディスクに複写した場合	光ディスクの購入費相当額
行政文書等の写しの送付に要する費用		郵便料金相当額
備考		
1 行政文書等の写しの作成は、日本産業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。		
2 両面に印刷した行政文書等の写しについては、片面を1枚として算定する。		

様式(省略)

(3) 宮崎市個人情報保護審査会規則

令和5年3月27日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第28号）第10条の規定に基づき、宮崎市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(議事録)

第4条 審査会の議事録は、議事の概要を記して作成するものとする。

2 審査会の議事録には、会長及び会長が指名する委員1人が署名するものとする。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(宮崎市個人情報保護審査会規則の廃止)

2 宮崎市個人情報保護審査会規則（平成14年規則第27号）は、廃止する。